

平成 31 年度津山市元気いきいき通所サービス事業の公募にかかる
回答書（事業者説明会終了後）

平成 31 年 2 月 21 日 津山市

質 問 事 項	回 答
<p>【実施曜日について】</p> <p>・週 2 回登録しておいて、人数により 1 日のみの営業でもよいのでしょうか？</p> <p>【昼食提供について】</p> <p>・実費での昼食の提供を検討中ですが、サービス提供時間に昼食の時間は含まれるのでしょうか。</p> <p>・3 時間以内とは、何時間以上のことですか？ また、3 時間を超えても良いのでしょうか？</p> <p>【送迎について】</p> <p>・送迎困難な場合、利用を断ることはできますか？</p> <p>・加算はエリア外となっているが、エリア内で遠くの地区は 20 k m を越えるが、一定距離があれば加算の対象にならないのでしょうか。</p>	<p>・サービス提供曜日に利用者が 1 人もいない場合は、人員配置等は必要ありませんが、週 2 回のサービス提供日に 1 人でもサービス利用を希望する利用者がある場合は、サービス提供が必要です。</p> <p>・昼食の時間はサービス提供時間に含みません。</p> <p>・市が指定するプログラムによる機能訓練だけでも約 2 時間程度必要となります。 また、委託仕様書に記載のとおり市の委託事業でのサービス提供時間は 3 時間以内となります。3 時間を超えてのサービスを提供する場合はサービス提供事業所の責任において実施することは可能です。</p> <p>・送迎困難な理由によって異なります。例えば、天候不良や災害等で送迎が困難な場合は利用者の安全を考慮し、断ることは考えられます。</p> <p>・長距離送迎加算の対象は、委託仕様書に記載のとおりです。日常生活圏域内で片道 5 k m を越える場合の送迎については、長距離送迎加算の対象となりません。</p>

【こけないからだ講座について】

・こけないからだ講座は加茂町として判断しているのか、町内会単位でしょうか。

【登録内容について】

・登録内容（曜日、定員など）の途中変更は可能でしょうか。

・こけないからだ講座の有無についての判断は日常生活圏域ではなく、町内会単位です。

複数の町内会が集まって実施している場合（例：連合町内会の支部単位、2～3の町内会で合同開催）も、利用者の町内会が含まれている場合は、こけないからだ講座実施地区と判断します。

・原則、応募申請書に記載した登録曜日、定員で委託期間は実施してください。ただし、やむを得ず途中変更が必要となった場合は、高齢介護課へ相談してください。